

4 出願期間

(1) 出願期間は、平成14年2月8日(金)から2月14日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日には受付をしない。

なお、郵送による出願の場合は、2月13日(水)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 上記にかかわらず、県外から転勤等正当な理由によって、入学式当日までに志願高等学校の学区内に保護者とともに確実に転居し、入学後も通学区域内から通学する場合は、特例として平成14年2月21日(木)から3月1日(金)午後4時まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日には受付をしない。

なお、この場合、やむを得ない事情のため平成14年2月14日(木)までに出席できなかったことを証明する書類を添付すること。

5 出願手続

(1) 入学願(様式1に準拠して各高等学校長が定める。)、受検票(様式2)及び写真票(様式3)に入学者選抜手数料(全日制課程は2,200円、定時制課程は950円)を添え、出身中学校長を経て志願高等学校長に提出する。いったん受理した入学者選抜手数料は、理由のいかんを問わず返付しない。

なお、農業科、畜産科、園芸科、施設園芸科、生活・園芸科、生産科学科、園芸・果樹科、園芸科学科、生物科学科、畜産科学科及びフラワークリエイト科の志願者は、農業自営者養成学科入学志願者調書(様式5)を添付しなければならない。

(2) 出願は、1校限りとする。いったん入学願を提出した後は、(3)及び次項6の「出願変更」の場合を除き、どのような変更(出願期間内に、ある高等学校への出願を取り消して別の高等学校へ出願することも含む。)も認めない。

(3) 出願取消しの場合は、平成14年2月21日(木)以後に、本人、保護者及び出身中学校長連署のうえ、文書で出願先の高等学校長に届け出なければならない。

6 出願変更

(1) 出願した高等学校、課程、学科・コースを変更したい者は、1回に限り変更することができる。

(2) 出願変更期間は、平成14年2月15日(金)から2月20日(水)までとし、この期間に次項(3)の出願変更の手続きをすべて完了するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日の午後及び日曜日には受付をしない。

なお、郵送による出願変更は受け付けない。

(3) 出願変更の手続きは、次のとおりとする。

ア 異なる高等学校に出願変更する場合

① 出願変更したい者は、出身中学校長を経て出願した高等学校長に、「出願変更願(甲)」(様式6)、「出願変更願(乙)」(様式7)と先に交付された受検票を提出し、所定の欄に証明を受けた「出願変更願(乙)」と先に提出した入学願、写真票を受け取る。(「出願変更願(甲)」及び受検票は、出願変更前の高等学校で保存する。)

② 受け取った「出願変更願(乙)」に、新たに作成した入学願、受検票、写真票を添付し、出身中学校長を経て、出願変更先の高等学校長に提出し、受検票の交付を受ける。

イ 同じ高等学校の異なる課程、学科・コースに出願変更する場合(同じ高等学校の本校分校間